

農業農村整備事業の総合評価方式における地域貢献度の評価について

令和7年3月14日

1. 地域貢献度における配点の改正

総合評価方式（農業農村整備事業）において、地域貢献度における配点を改正します。

【評価内容】

現 行	大項目		中項目	小項目	評価基準	小配点	配点
	企業の 能力等	地域精通 度・貢献度		地域貢献度	① 多面的機能支払活動実績 ② 土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績 ③ 公共施設美化活動実績	① ~③のうち 3項目の実績あり	3
				① ~③のうち 2項目の実績あり	2		
				① ~③のうち 1項目の実績あり	1		
				上記以外	0		



【評価内容】

改 正	大項目		中項目	小項目	評価基準	小配点	配点
	企業の 能力等	地域精通 度・貢献度		地域貢献度	① 多面的機能支払活動実績 ② 土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績 ③ 公共施設美化活動実績	① ~③のうち 3項目の実績あり	5
				① ~③のうち 2項目の実績あり	3		
				① ~③のうち 1項目の実績あり	1		
				上記以外	0		

●評価方法

下記の実績の該当項目数により評価します。

①多面的機能支払活動実績

令和6年度、令和7年度のいずれかにおける三重県内の多面的機能支払活動へ、企業の社会的責任（CSR）として参加している実績の有無により評価します。

・三重県の市町から多面的機能支払交付金に係る認定を受けた組織の活動に参加した実績に限ります。

②土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績

土地改良施設等BCP協議会と「土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定」を締結した組織に属し、かつ、当該協定に基づいた訓練等（訓練や研修等）への参加実績の有無により評価します。

・「訓練等への参加実績」は、令和7年度の参加実績を対象とします。ただし、令和7年度の訓練等の実施までは令和6年度の参加実績を対象とします。

③公共施設美化活動実績

令和6年度又は令和7年度における〇〇建設事務所管内の公共施設美化活動の活動実績の有無により評価します。

・「公共施設美化活動」とは、三重県県土整備部が定める住民参加に係る事業（河川・海岸美化ボランティア活動推進事業、道路美化ボランティア活動助成事業、フラワーオアシス推進事業、ふれあいの道事業）を指します。

【適用時期】

令和7年6月1日以降に公告する工事に適用します。

【適用工事種別】

土木一式工事、舗装工事、法面処理工事に適用します。

農業農村整備事業の総合評価方式における社会貢献度の評価について

令和7年3月14日

1. 社会貢献度における配点の改正

総合評価方式（農業農村整備事業）において、社会貢献度における配点を改正します。

【評価内容】

		大項目	中項目	小項目	評価基準	小配点	配点
現 行	企業 の 能力 等	社会貢献度	社会貢献度	④ 多面的機能支払活動実績 ⑤ 土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績	② ～②のうち 2項目の実績あり	3	3
					② ～②のうち 1項目の実績あり	2	
					上記以外	0	



【評価内容】

		大項目	中項目	小項目	評価基準	小配点	配点
改 正	企業 の 能力 等	社会貢献度	社会貢献度	① 多面的機能支払活動実績 ② 土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績	① ～②のうち 2項目の実績あり	5	5
					① ～②のうち 1項目の実績あり	3	
					上記以外	0	

●評価方法

下記の実績の該当項目数により評価します。

①多面的機能支払活動実績

令和6年度、令和7年度のいずれかにおける三重県内の多面的機能支払活動へ、企業の社会的責任（CSR）として参加している実績の有無により評価します。

・三重県の市町から多面的機能支払交付金に係る認定を受けた組織の活動に参加した実績に限ります。

②土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績

土地改良施設等BCP協議会と「土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定」を締結した組織に属し、かつ、当該協定に基づいた訓練等（訓練や研修等）への参加実績の有無により評価します。

・「訓練等への参加実績」については、令和7年度の参加実績を対象とします。ただし、令和7年度の訓練等の実施までは令和6年度の参加実績を対象とします。

【適用時期】

令和7年6月1日以降に公告する業務に適用します。

【適用工事種別】

設計業務、測量業務に適用します。